

「モデル小説」からみる
プライヴァシーの近代

日比 嘉高

第4回

「モデル小説」の現在

——柳美里「石に泳ぐ魚」裁判 3 ——

なぜ、そしていつから、原告側を支持する心性が
我々の社会において多数派となつたのか？

1 文学とプライヴァシーとの関係の変化要因

1・1 〈報道被害〉の発見

▼明らかになる報道被害（参考 梓澤和幸『報道被害』岩波書店、二〇〇七年一月）

- 一九八〇年代の半ばに事件報道のあり方が集中的に問題化。八三～四年に三つの死刑囚の再審無罪判決が次々に。
- 八四年、ロス疑惑（※）で激しい取材合戦
- 八五年、日航機墜落事故での遺族への取材手法が問題に
- 八六年、法律家の人権交流集会が初めて「報道と人権分科会」を開催。報道被害の深刻さが問題化。
- 八九年、過剰報道への反省から各紙が犯人と目される人物を呼び捨てから「容疑者」呼称へ
- 九〇年、犯罪被害を考える日本被害者学会が創立

▼プライヴァシーと報道被害

【資料1】「プライヴァシーと報道」『朝日新聞』二〇〇五年六月二一日

【資料2】「犯人視」から事実淡々と」『朝日新聞』二〇〇八年四月六日

※ ロス疑惑

一九八一年一月、米国ロサンゼルスの駐車場で、輸入雑貨商の三浦和義氏と妻が銃撃され、妻が約一年後に亡くなつた。三浦氏は保険会社から一億五千五百万円の保険金を受け取る。この事件について、雑誌『週刊文春』が一九八四年一月より「疑惑の銃弾」という連載を開始し、テレビ、週刊誌、新聞など他のメディアもこれに続き、集中砲火的な報道が行われ、これに対して批判が巻き起こつた。三浦氏は八五年に逮捕されるが、のち無罪とされ釈放。

「報道被害」との類推で、モデルとして表現され公表される苦しみが捉えられたのではないか？

■引用1 ■ 「柳美里さんの小説第1作に初の出版禁止命令」『世界週報』一九九九年七月二七日

「この小説はまさにベンの暴力」（原告女性の地裁判決後の記者会見の言葉）

■引用2 ■ 東京地裁による判決文の「原告の主張」より

2 本件小説による原告のプライバシーの侵害

(一) 前記1のとおり、本件小説の読者は「朴里花」と原告とを容易に同定し得るところ、前記1記載の原告の属性及び原告と被告柳の交友の経過のうち、(二)に掲げる本件小説の記載に対応する事実は、原告が公表を望まない個人情報であり、これらが掲載された本件小説を発表することは、原告のプライバシーを侵害する。

[…]

6 原告の損害

原告は、前記2記載のプライバシーの侵害により、原告の個人情報を広く社会に知られることになり、重大な精神的苦痛を受けた。また、原告は、前記3記載の各名誉毀損により、社会的評価を低下させられ、重大な精神的苦痛を受けた。更に、原告は、前記4記載の名譽感情の侵害により重大な精神的苦痛を受けた。原告の受けたこれらの精神的苦痛に対する慰謝料は、1000万円を下らない。

▼個人情報の歴史

■引用3 ■ 新保史生『プライバシーの権利の生成と展開』成文堂、2000年12月、266頁

「わが国において、「個人情報」という概念が用いられるようになったのは、昭和50年に社会党が国会に提出した「個人情報保護基本法案」及び「個人情報処理に係る電子計算機等の利用の規制に関する法律案」であるとされており、[…]」

■引用4 ■ 堀部政男「情報公開制度・個人情報保護制度の回顧と展望」『ジュリスト』増刊、1994年5月、要約個人情報保護制度の歴史区分

「第一期」「一九五〇年代から一九七〇年代中葉」「プライバシーの認識・制度化提唱」

「第二期」「一九八〇年代以降」「主として国レベル又は都道府県レベルで」「個人情報保護制度の提唱と実現」

「第三期」「一九八〇年代前半から今日」「個人情報保護制度の運用」

一九七〇年前半からアメリカ、西ドイツ、スウェーデンなどでプライバシー権を「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」と考え直してコンピュータ化に対応するための法律が制定。日本でも『ジュリスト』が特集を組んだ。

一九七二年には「国民総背番号制に反対しプライバシーを守る中央会議」が結成された。

一九八〇年九月三日にOEC Dが「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」に関する理事会勧告を採択し、また欧州評議会も一九八〇年九月一七日に「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約」を採択し、これらが日本に大きなインパクトを与えた。

これらをうけ、国内でも行政管理庁・プライバシー保護研究会の「個人データの処理に伴うプライバシー保護対策」(一九八一年七月)のとりまとめや、福岡県春日市(一九八四年)、神奈川県川崎市(一九八五年)の個人情報保護条例の制定が行われ、一九八八年一二月に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が公布(一九九〇年一〇月に全面施行)。

個人情報の保護に関する法律

(二〇〇三年五月二三日成立、二〇〇五年四月一日全面施行)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができるもので、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。

⇨ この法案の成立に際し、激しい議論が巻き起こった。

【資料3】吉岡忍「個人情報保護法案の「表現観」——「あらゆる文章はビジネス文書である!?」」『新潮』二〇〇一年八月

1・3 個人情報保護意識の高まり

▼例・国勢調査の回収率低下問題

■引用5■ 「国勢調査の実施に関する有識者懇談会 報告」（平成18年7月、国勢調査の実施に関する有識者懇談会、座長：竹内 啓 東京大学名誉教授）

このような状況の下、平成17年国勢調査においては、調査票が提出されなかつた世帯について「聞き取り調査」を行うことによって人口・世帯の総数は正確に把握されているものの、こうした世帯の割合は全国で4.4%と、平成12年調査の1.7%と比べて2倍以上に増加している。

（背景・要因）

- ①プライバシー意識の高まり（個人情報を第三者に知られたくないという意識等）
- ②セキュリティ意識の高まり（「振り込め詐欺」の横行等に伴う防犯意識等）〔…〕

1・4 今後のプライバシー議論の方向

■引用6■ 鈴木秀美「判例クローズアップ 小説『石に泳ぐ魚』事件東京高裁判決」『法学教室』二〇〇一年九月

「近年、憲法学においてはプライバシーを自己情報コントロール権として捉える立場が支配的となつてゐる。また、現在、民間部門を対象とする個人情報保護法の立法準備も進められている。こうした状況のなかで、今後はたとえ文学作品であつたとしても、個人情報の公表にはこれまで以上に慎重な配慮が求められる事になるだろう。」

⇨ 逆に言えば、「石に泳ぐ魚」裁判は、個人情報保護をめぐる我々の社会の大きな感性の変化とモデル小説の議論が、わずかな交点しかもつことがなかつたことを明らかにしている。

2 おわりに——読むことのエチカ

2・1 〈私的な領域〉の保護の強まり

- 最高裁の判断が下つたことにより、〈私的な領域〉をめぐるこの国の法的な境界線は確かに大きく動いた。「ある人が自分はこの小説のモデルとされて人権侵害を受けたと申し立てれば、モデルとは言えないことが明らかでないかぎり、出版禁止とされる」（竹田青嗣「文学は“刻印”を持った人間を描く」『新潮45』二〇〇一年四月）可能性が高くなつた。
- 書く側と書かれる側は圧倒的に非対称であるため、描かれて公表されることの暴力性に立ち向かう何らかの回路が、我々の社会に必要なのは確か。

2・2 知る権利と自己検閲

- 容貌に障碍を抱えた女性が、その障碍の部位を小説家によつて描写され、傷ついたのだとすれば、それはもちろん避けられてしかるべき。
- だがそれは、そのまま「障碍者のもつ障碍は、描写してはならない」ということを意味するのか？「モデル小説よりもモデルの利害がすべての場合において優先する」のか？

* * *

- 初出掲載誌『新潮』（一九九四年九月号）に対する国会図書館をはじめとするいくつかの図書館で閲覧禁止の措置。

【資料4】山家篤夫「公共図書館の『石に泳ぐ魚』掲載雑誌の利用制限をめぐって」『マスコミ市民』一〇〇三年一月

【資料5】日本図書館協会「図書館の自由に関する宣言」

- ◊ 市民同士による相互監視とそれに対する防衛のためになされる自己検閲の風潮。
- ◊ やさしさと自己防衛が、思考停止と一体になつた危険な世界。

- 「宴のあと」裁判以降、議論の場における影の主役は読者。どう読まれるか、という可能性が議論の行方を決めた。

⇨ 現代における「モデル小説」のあり方が問われるとき、読者のリテラシーが同時に問われている

■引用7 ■「作家の権利とモデルの権利をめぐつて——柳美里裁判が問い合わせているもの——」『マスコミ市民』二〇〇三年三月

「図書館問題は弁護団の中でも激しい議論があつた。私は、オリジナル版の閲覧・贈与の問題は、閲覧のみに限定して認めるべきではないかと思う。正直に言つてこれは弁護団では少数意見だつた。〔…〕この問題が起きてから弁護団として議論した中身のひとつは、最高裁の趣旨を徹底させるとすれば、図書館で不特定多数の人間が閲覧し、さらにコピーや貸し出しを認めてしまえば、インターネットによつて特に顔の外貌の部分がおもしろおかしく書かれて流れてしまふ可能性を防がなければならない、ということだつた。不特定多数の人の目に触れるようになれば、実質的に原告の被るダメージは出版の場合と等しくなるのではないか。その重さをどう見るか。それを重く見るのであれば図書館がこういう形で制限するのはやむをえないと考えた。しかし、私はアクセスの権利を保障するといふことからいうと閲覧まで制限するのはやむをえないと考えた。」（飯田正剛）